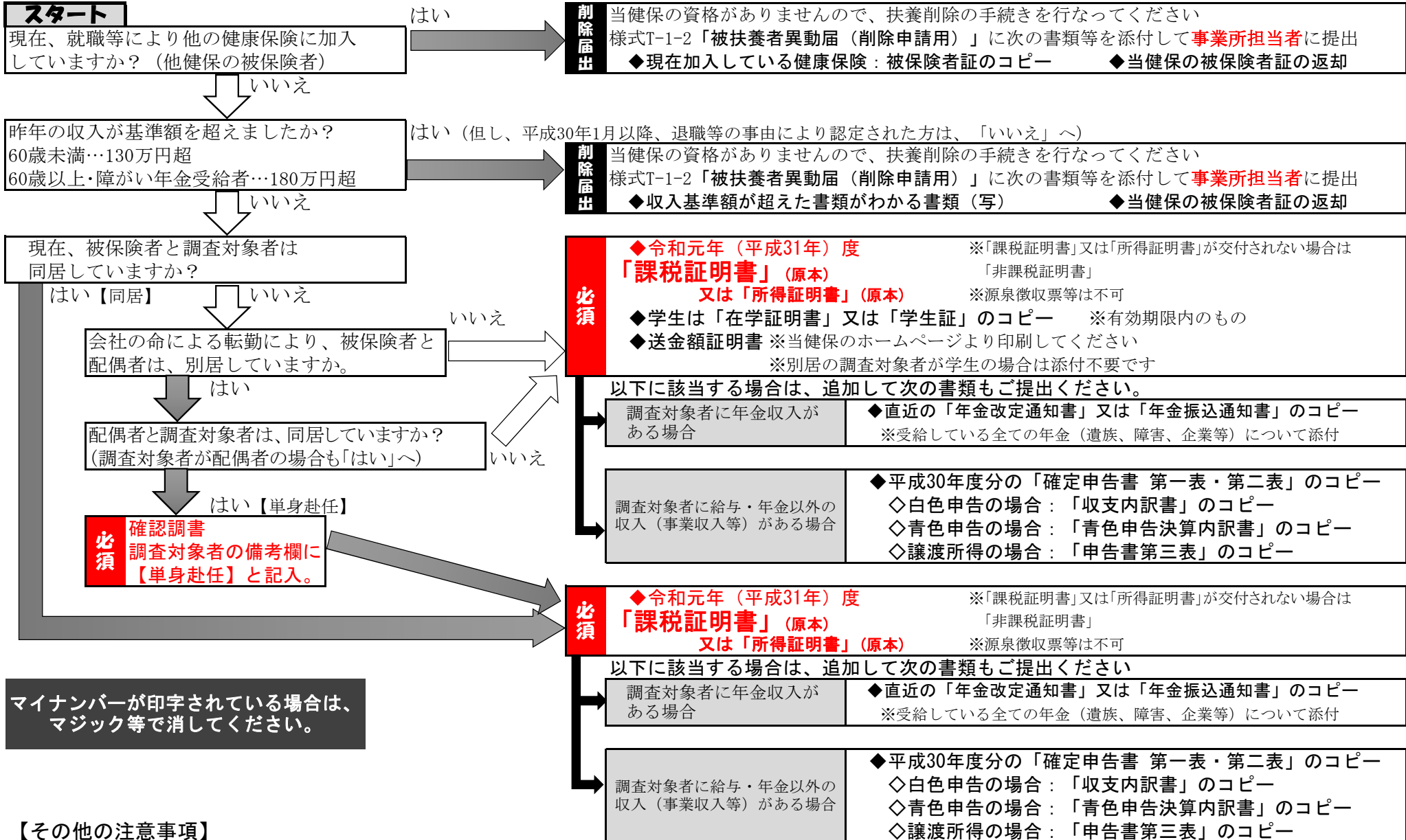


被扶養者確認調査 添付書類フローチャート

※ご提出いただいた書類で扶養の確認が取れない場合、追加の書類提出を求める場合がございます。
 ※下記のフローチャートは被扶養者一人ひとりについて、必ず実施してください。



【その他の注意事項】

- ※「課税証明書」(所得証明書、非課税証明書)については、平成31年1月1日時点で住民票がある市区町村役場(税務課・市民税課等)で入手してください。
- ※入国1年以内の外国人、海外勤務からの帰国者が、添付書類を用意できない場合は、「住民票」(個人番号は掲載しない)を添付してください。
- ※健保ホームページ <http://www.kenpo.gr.jp/ajinomoto-kenpo/contents/nintei/shikakukakunin.html>